

議案第 6 6 号

京丹後市税条例の一部改正について

京丹後市税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 6 年 6 月 1 7 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）が令和 6 年 3 月 3 0 日に公布され、公布の日、令和 7 年 4 月 1 日及び公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日を施行期日として段階的に施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市税条例の一部を改正する条例

京丹後市税条例（平成１６年京丹後市条例第８０号）の一部を次のように改正する。

第５６条中「第６４条第４項」を「第１５２条第５項」に改める。

附則第４条の２を削る。

附則第１０条の２第１９項を第２０項とし、同条第１８項を第１９項とする。

附則第１０条の２第１７項中「附則第１５条第２５項第３号ハ」を「附則第１５条第２５項第４号ハ」に改め、同項を同条第１８項とし、同条第１６項中「附則第１５条第２５項第３号ロ」を「附則第１５条第２５項第４号ロ」に改め、同項を同条第１７項とし、同条第１５項中「附則第１５条第２５項第３号イ」を「附則第１５条第２５項第４号イ」に改め、同項を同条第１６項とし、同条第１４項中「附則第１５条第２５項第２号ハ」を「附則第１５条第２５項第３号ハ」に改め、同項を同条第１５項とし、同条第１３項中「附則第１５条第２５項第２号ロ」を「附則第１５条第２５項第３号ロ」に改め、同項を同条第１４項とし、同条第１２項中「附則第１５条第２５項第２号イ」を「附則第１５条第２５項第３号イ」に改め、同項を同条第１３項とし、同条第１１項の次に次の１項を加える。

１２ 法附則第１５条第２５項第２号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、７分の６とする。

附 則

(施行期日)

第１条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(１) 第５６条の改正規定 令和７年４月１日

(２) 附則第４条の２を削る改正規定 公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）の施行の日の属する年の翌年の１月

１日

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の京丹後市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市税条例 平成16年4月1日 条例第80号 目次 (略) 第1条～第55条 (略) (固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。))若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、	京丹後市税条例 平成16年4月1日 条例第80号 目次 (略) 第1条～第55条 (略) (固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。))若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、

現行	改正案
家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 附 則 第1条～第4条 (略) <u>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</u> <u>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。))を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。))に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u> 第5条～第10条 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～11 (略) <u>12 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>13 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>14 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定す</u>	家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 附 則 第1条～第4条 (略) 第5条～第10条 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～11 (略) <u>12 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。</u> <u>13 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>14 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>15 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>16 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定す</u>

現行	改正案
る市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>16</u> 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>17</u> 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>18</u> (略) <u>19</u> (略)	る市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>17</u> 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>18</u> 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>19</u> (略) <u>20</u> (略) <u>附 則</u> (施行期日) <u>第1条</u> この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日 (2) 附則第4条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日 (経過措置) <u>第2条</u> 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の京丹後市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 <u>2</u> 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

No.	改正条項	形態	内容	地方税法等の関係法令
1	（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第 56 条 【令和 7 年 4 月 1 日から施行】	規定の整備	＜私立学校法の改正に伴う規定の整備＞ 対象法人を示すために私立学校法の条文を引用規定しているが、当該法律が改正されたことから、これに伴い引用条文を整理するもの。	地方税法第 348 条
2	（公益法人等に係る市民税の課税の特例） 附則第 4 条の 2 【公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行】	規定の削除	＜条例規定の整理による規定の削除＞ 本規定は、公益法人等が受けた贈与財産に係る所得を非課税とする規定で、当該財産を公益の用に供しなくなった場合は、当該公益法人を贈与を行った個人とみなし、当該財産に係る所得について市民税の所得割を課する規定であるが、法が全面改正されることに併せて削除するもの。	地方税法附則第 3 条の 2 の 3
3	（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合） 附則第 10 条の 2 第 12 項 【公布の日から施行】	規定の整備	＜再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備についてわがまち特例の割合を定める規定を新設＞ 再生可能エネルギー発電設備のうち、新たに木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換する設備について課税標準の特例規定を置くもの。	地方税法附則第 15 条
4	（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合） 附則第 10 条の 2 第 13 項から第 20 項 【公布の日から施行】	項ズレ	＜第 12 項が加わることによる項ズレ対応＞	地方税法附則第 15 条